

船橋市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士確保の一環として、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助することにより保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象施設等」とは、次のいずれかに該当する施設又は事業のうち、市内に所在するものをいう。ただし、いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

(3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(5) 乳児院

(6) 児童養護施設

(7) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、保育士試験

により保育士資格を取得し、対象施設等で現に保育士として勤務する者であつて、保育士として1年以上継続して勤務する見込みのある者であること。ただし、保育士証の交付を受けた日から起算して1年を経過した日の属する月の翌月末日までに保育士として対象施設等に勤務を開始した者に限る。なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であつて、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。）、これらにかかる消費税及び地方消費税とする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象経費としない。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要となる費用
- (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

(対象期間)

第5条 対象経費の支払いの対象となる期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、150,000円を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、保育士証の交付を受け、保育士として対象施設等に勤務を開始した日の属する月の翌月末日までに、「船橋市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付申請書」（第1号様式）に市長が

必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、勤務を開始した日から起算して1年を経過した日の属する月の翌月末日まで申請することができる。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を「船橋市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付可否決定通知書」(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月29日から施行し、同年4月1日から適用する。